

茨城県報

号外(4)

昭和51年3月31日

水曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告 示

●道路の区域変更(15件)(道路維持課).....	ページ 1
●道路の供用開始(13件)(").....	9
●道路の供用廃止(").....	14

告 示

茨城県告示第355号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 筑波益子線
- 3 路道の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
西茨城郡岩瀬町大字大泉字宿浦 1084番の1から	旧	最大 8.00	1,764.00	
		最小 4.00		
西茨城郡岩瀬町大字大泉字 字伊保田原894番の1まで	新	最大 30.00	1,735.00	
		最小 13.00		

茨城県告示第356号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塙大津港
- 3 路道の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市関本町大字富士ヶ丘 字水上1406番地先から	旧	メートル 最大 8.00	メートル 335.00	
		最小 5.10		
北茨城市関本町大字富士ヶ丘 字世場731番の1地先まで	新	最大 16.00	320.00	
		最小 8.00		

茨城県告示第357号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩井野田線
- 3 路道の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
岩井市大字長谷字中耕地 2170番の1から	旧	メートル 最大 5.50	メートル 160.00	
		最小 5.00		
岩井市大字長谷字中耕地 2253番の1まで	新	最大 13.20	160.00	
		最小 12.20		

茨城県告示第358号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伏木岩井線
- 3 路道の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
岩井市大字岩井字篠山 4893番の1から	旧	メートル 最大 5.50	メートル 190.00	
		最小 4.50		
岩井市大字岩井字篠山西 5015番の1まで	新	最大 20.00	190.00	
		最小 11.00		

茨城県告示第359号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦野田線
- 3 路道の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
岩井市大字辺田字馬洗 396番の1から	旧	メートル 最大 12.00	メートル 190.00	
		最小 7.00		
岩井市大字辺田字大六天 381番の9まで	新	最大 20.00	190.00	
		最小 7.00		

茨城県告示第360号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 古河岩井線
- 3 路道の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡総和町大字大堤字 三軒耕地1039番の13から	旧	メートル 最大 8.00	メートル 95.00	
		最小 7.00		
猿島郡総和町大字大堤字 三軒耕地814番の1まで	新	最大 29.00	95.00	
		最小 18.20		

茨城県告示第361号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和51年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道349号
及び路線名 県道 日立大子線
- 2 路道の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡里美村大字大中 1926番の2地先から	旧	メートル 最大 8.50	メートル 3,815.00	
		最小 4.30		
久慈郡里美村大字小中 35番の2地先まで	新	最大 31.50	3,965.00	
		最小 12.00		

茨城県告示第362号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中里岩井
- 3 路道の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡猿島町大字菅谷字 西脇1303番の1から	旧	メートル 最大 9.00	メートル 140.00	
		最小 5.50		
猿島郡猿島町大字菅谷字 新堀1243番の1まで	新	最大 12.50	140.00	
		最小 12.00		

茨城県告示第363号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小川, 鉾田線
茨城, 鹿島線
- 3 路道の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鉾田町大字当間字 宅地添2221番の1から	旧	メートル 最大 11.00	メートル 710.00	
		最小 4.00		
鹿島郡鉾田町大字当間 字蒲谷84番の2まで	新	最大 26.00	780.00	
		最小 8.00		

茨城県告示第364号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真岡協和明野線
- 3 路道の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
真壁郡協和町大字門井字 中宿42番地先から	旧	最大 14.00	1,646.00	
真壁郡協和町大字新治字 谷島2027番の3地先まで		最小 6.00		
真壁郡協和町大字門井字 中宿39番の2地先から	新	最大 11.00	1,260.00	
真壁郡協和町大字門井字 谷島2027番の2地先まで		最小 8.00		

茨城県告示第365号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川山常陸太田線
- 3 路道の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
久慈郡大子町大字川山字 折橋449番地先から 常陸太田市馬場町主要地方道 常陸太田橋線分岐まで	旧	最大 39.00	38,073.00	
		最小 3.50		
久慈郡大子町大字川山字 折橋449番地先から 常陸太田市東三町字東三西 2142番の2地先まで	新	最大 39.00	39,532.00	
		最小 3.50		

茨城県告示第366号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
久慈郡大子町頃藤字 小手指4240番の1から	旧	最大 13.00	29.00	
		最小 11.00		
久慈郡大子町頃藤字 小手指4241番の2まで	新	最大 11.00	29.00	
		最小 9.00		

茨城県告示第367号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和51年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

道路の区域

路線名	区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 日立 大子 線	久慈郡大子町大字小生瀬 字根本29番の1から	旧	メートル 最大 11.50 最小 4.10	メートル 5,098.00	
			最大 102.00 最小 8.50	5,430.00	
	久慈郡大子町大字袋田 字町992番の1まで	新	最大 102.00 最小 8.50	5,430.00	
県道 北茨 城大 子線	久慈郡大子町大字小生瀬 字根本29番の1から	旧	最大 11.50 最小 4.10	5,098.00	
			最大 102.00 最小 8.50	5,430.00	
	久慈郡大子町大字袋田 字町992番の1まで	新	最大 41.00 最小 4.10	5,127.80	

茨城県告示第368号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田烏山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸太田市馬場町主要地方道 常陸太田塙線分岐から 那珂郡美和村大字鷺子 栃木県界まで	旧	メートル 最大 21.50 最小 3.50	メートル 40,573.80	
		最大 21.50 最小 3.50	41,358.80	
常陸太田市馬場町 358番の1地先から 那珂郡美和村大字鷺子 栃木県界まで	新	最大 21.50 最小 3.50	41,358.80	

茨城県告示第369号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 線名 那珂瓜連線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
那珂郡那珂町大字菅谷 4259番地先から 那珂郡瓜連町大字中里 国道118号線交点まで	旧	最大 11.80	5,952.70	
		最小 4.30		
那珂郡那珂町大字菅谷 4438番の3地先から 那珂郡瓜連町大字中里 国道118号線交点まで	新	最大 11.80	7,012.70	
		最小 4.30		

茨城県告示第370号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 筑波益子線
- 2 供用開始の区間
西茨城郡岩瀬町大字大泉字宿浦1084番の1から
西茨城郡岩瀬町大字大泉字伊保田原894番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和51年3月31日

茨城県告示第371号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県 道 塙大津港線

2 供用開始の区間

北茨城市関本大字富士ヶ丘水上1406番地先から

北茨城市関本大字富士ヶ丘字世場731番の1地先まで

3 供用開始の期日 昭和51年3月31日

茨城県告示第372号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県 道 岩井野田線

2 供用開始の区間

岩井市大字長谷字中耕地2170番の1から

岩井市大字長谷字中耕地2253番の1まで

3 供用開始の期日 昭和51年3月31日

茨城県告示第373号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県 道 伏木岩井線

2 供用開始の区間

岩井市大字岩井字篠山4893番の1から

岩井市大字岩井字篠山西5015番の1まで

3 供用開始の期日 昭和51年3月31日

茨城県規則第374号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 土浦野田線
- 2 供用開始の区間
岩井市大字辺田字馬洗396番の1から
岩井市大字辺田字大六天381番の9まで
- 3 供用開始の期日 昭和51年3月31日

茨城県告示第375号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 古河岩井線
- 2 供用開始の区間
猿島郡総和町大字大堤三軒耕地1039番の13から
猿島郡総和町大字大堤三軒耕地814番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和51年3月31日

茨城県告示第376号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道349号
県 道 日立大子線
- 2 供用開始の区間
久慈郡里美村大字大中1926番の地先から
久慈郡里美村大字小中35番の2地先まで

3 供用開始の期日 昭和51年3月31日

茨城県告示第377号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県 道 中里岩井線

2 供用開始の区間

猿島郡猿島町大字菅谷西脇1303番の1から

猿島郡猿島町大字菅谷新堀1243番の1まで

3 供用開始の期日 昭和51年3月31日

茨城県告示第378号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県 道 小川鉾田線

茨城鹿島線

2 供用開始の区間

鹿島郡鉾田町大字当間字宅地添2221番の1から

鹿島郡鉾田町大字当間字蒲谷84番の2まで

3 供用開始の期日 昭和51年3月31日

茨城県告示第379号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県 道 真岡協和明野線

- 2 供用開始の区間
真壁郡協和町大字門井字中宿39番の2地先から
真壁郡協和町大字門井字谷島2027番の2地先まで

- 3 供用開始の期日 昭和51年3月31日

茨城県告示第380号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 川山常陸太田線
- 2 供用開始の区間
久慈郡太子町大字小生瀬字根本3番の1から
久慈郡太子町大字小生瀬字根本27番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和51年3月31日

茨城県告示第381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和51年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 一般国道 118号
- 2 供用開始の区間
久慈郡太子町大字頃藤字川下684番の2から
久慈郡太子町大字頃藤字烏返4334番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和51年4月1日

茨城県告示第382号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和51年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道 日立 大字線	久慈郡大字町大字小生瀬字 根本29番の1から 久慈郡大字町大字袋田字町 992番の1まで	昭和51年4月1日
県道 北茨城 大字線	久慈郡大字町大字小生瀬字 根本29番の1から 久慈郡大字町大字小生瀬字 諏訪前2844番まで	昭和51年4月1日

茨城県告示第383号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように廃止する。
その関係図面は、昭和51年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和51年3月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 一般国道 118号
- 2 供用廃止の区間
久慈郡大字町大字頃藤字小手指4240番の1から
久慈郡大字町大字頃藤字小手指4241番の2まで
- 3 供用廃止の期日 昭和51年3月31日

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 7 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所